

令和5年7月27日
出入国在留管理庁

令和5年7月21日付け福島みずほ議員（社民）からの資料要求について

1 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、熱中症にかかっている人の人数を把握しているか。また重篤な熱中症によって死亡した方がいればその人数を把握しているか。今年の6月、7月に限った報告を集計し、速報値でもかまいませんのでお教えてください。

(答) 「熱中症にかかっている人の人数」については、統計をとっていないため、お答えすることは困難です。

なお、統計の残る平成19年以降、熱中症によって被収容者が死亡したと確認される事実はありません。

2 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、昼間の気温で35度を超えるような猛暑の日が続き、夜間も25度を下回らない日もあるなど、冷房機器がない、あるいは十分な冷却効果が得られない施設での対策を教えてください。室内温度を下げるための対策、体温を下げるための対策（ぬれたタオルの配布、氷菓子や冷水の配給、団扇の使用など）について、昼間の対策、夜間の対策など具体的な事例を挙げて教えてください。

(答) 全国の入管収容施設（入国者収容所2か所、地方出入国在留管理局及びその支局計15か所）の収容エリア内においては冷房設備が整備されており、夏場は28度の設定温度を目処に稼働しているほか、被収容者からの個別の要望があればそれを踏まえた温度変更に応じる場合もあります。

その他、全居室には水道があり、希望があればタオルの給与等にも柔軟に対応しています。

3 刑務所、拘置所、警察の拘留施設、入管庁の入管施設において、猛暑、酷暑の際には着替えの回数、入浴の回数、ぬれタオルで汗を拭う回数、水道での顔を洗う回数など制限を設けているのか、あるいは本人に任せているのか。これらの点に関する施設内でのルール、あるいは指導内容を教えてください。

(答) 消灯時間後の入浴（シャワー）については原則として制限される以外には、お尋ねの事項に関する制限はありません。